

# 診療報酬75歳線引き

## 中医協答申 長寿に差別医療

中央社会保険医療協議会 宅・終末期の各分野で、七  
(中医協、厚生労働相の諮問機関)は十三日の総会  
で、公的医療保険から医療機関に支払われる診療報酬  
に、十五歳以上の医療を差別  
・制限する別建ての診療  
報酬体系を盛り込みまし  
た。

の二〇〇八年度改定案(四  
月から実施)をまとめ、舛  
添要一厚労相に答申しまし  
た。(2面に関連記事)

今回改定では、四月実施  
を狙う後期高齢者医療制度  
の一環として、「七十五歳  
以上の心身の特性等を踏ま  
える」と、外来・入院・在  
院医療では、後期高齢  
者診療料(六千円・患者負  
担は一割)を新設。慢性疾  
患を「管理」する医療機関  
を一カ所に限ること、高  
齢者が複数の医療機関にか  
かることを妨げようとする  
ものです。また、検査・画  
像診断などを同診療料に含  
むと明記。高齢者の検査回  
数などが増えた場合でも、  
医療機関に支払われる報酬  
は増えないようにする「制  
限」を設けました。

入院医療では、「長期入  
院」にならない体制をとっ  
た医療機関への評価を重  
視。終末期も、「過剰医療」  
をしない確約をとるなどし  
た。医療機関への報酬を高く  
するなか、七十五歳以上を  
「手厚い医療」から締め出  
す方向を打ち出しました。